

上山市消費生活センターだより

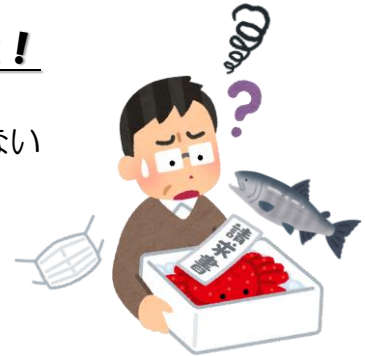
令和3年10月発行

令和3年7月6日より

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能となりました！

特定商取引法の改正により、令和3年7月6日以降、売買契約に基づかないで一方的に送付された商品は、直ちに処分する事が可能となりました。

注文（契約）していない商品が一方的に届いた場合や、その荷物を処分する際は、下記の内容にご留意ください。



1 処分する前に周囲に確認をとりましょう。

身に覚えの無い商品が届いた場合、誤配送の可能性や、離れて暮らす家族や知人からのプレゼントである可能性もあります。直ちに処分可能とはされていますが、念のため家族や知人に確認を取り、しばらく保管して頂いた方が安心です。もし、身に覚えの無い荷物に請求書が同封されていた場合などは、送り付け商法の可能性もあるので、すぐに消費生活センターにご相談ください。



2 料金を請求されても金銭の支払いは行なわない！

一方的に商品を送り付けられた場合、金銭の支払い義務は生じません。

もし、荷物を開封してしまった場合でも事業者からの支払い請求に応じる必要はありません。



3 金銭を支払ってしまった場合は、 金銭の返還請求をする事が可能です。

代金支払い義務があると誤解して金銭を支払ってしまった場合、事業者に金銭の返還を請求する事が出来ます。

対応に困ったら消費生活センターにご相談ください。



消費者庁 LINE 公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」が開設されました！

2022年4月に予定されている成年年齢引下げにより、知識や経験の乏しい18～19歳の若者の消費者トラブルが懸念されています。これを受けて、消費者庁では若年者に多い消費者トラブル関連の情報発信を行なう為に、消費者庁 LINE 公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」を開設しました。2022年4月に成人を迎える皆さんも、ご家族の皆様も是非「消費者庁 若者ナビ！」へ友だち登録していただき、消費者トラブル防止に役立ててください！

*下記の URL から友だち登録 もしくは、

<https://lin.ee/Vly3NYf>

右記の QR コードを読み取って、友だち登録をしてください。



参考：消費者庁ウェブサイト

ご家庭でもぜひ消費者トラブルについて話題にしてみてください。就職や学業のため離れて暮らすお子さま等にはこちらをお知らせください。

消費者ホットライン ☎188（いやや！）

※全国共通の電話番号です。最寄りの消費生活相談窓口につながります。

「消費生活センター」ってどんなところ？

⇒ 消費生活に関する次のような相談ができます！

- * 事業者との契約に関するトラブル
- * 架空請求・不当請求
- * 悪質商法、訪問販売、通信販売に関するトラブル
- * クーリング・オフについて 等々…



消費者庁イラスト集より

消費生活相談員が、相談事を解決できるように対処方法の助言や情報提供などを行ないます。

相談料は無料です。相談者の方の秘密は厳守されます。

消費生活で少しでも「おかしい」「不安」と思ったら、どうぞ早目にお電話ください。

～ご相談の前に～

相談に関する資料（契約書、保証書、パンフレットなど）をご準備いただくと、問題点を把握するのに役立ちます。

【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課内

☎023-672-1111 内線 115